

平成 24 年第 1 回定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

	頁
◎所管事項説明	
1 「平成 24 年版成果レポート（案）」について	1
2 「南海トラフ巨大地震対策協議会」の概要について	12
3 東日本大震災支援本部員会議について	18
4 審議会等の審議状況について	24

平成 24 年 6 月 19 日
防災対策部

1 「平成 24 年版成果レポート（案）」について

施策 111 防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

平成23年度 of 取組概要

【東日本大震災への対応】

- ・ 知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」を設置するとともに、被災地支援や県内避難者受け入れ等に的確に対応するため、防災危機管理部内に「東日本大震災支援プロジェクト」を置き、全庁的な支援体制を整備
- ・ 宮城県災害対策本部に現地支援調整要員を派遣し、刻々と変化する現地の支援ニーズをふまえた人的・物的支援を実施

【紀伊半島大水害の復旧・復興対策の推進】

- ・ 紀伊半島大水害では、県災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、防災関係機関等と連携して災害応急対策活動を実施
- ・ 国の被災者生活再建支援法だけでは対象とならない被災者を支援しようとする市町に対し、県単独の補助金を創設し市町を支援
- ・ 庁内に知事を本部長とする「紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」を設置し、被災市町の復旧・復興を支援

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ・ 東日本大震災の発生を受け、今後の地震・津波対策を見直していく必要が生じたが、国の被害想定 of 推計結果が出るまでには相当の時間を要するものと見込まれたことから、スピード感をもった地震・津波対策を実施すべく、これまでの対策を見直し、「緊急かつ集中的に取り組むべき対策」と「国の被害想定結果をふまえ、県独自に策定する被害想定を前提とした中期的に取り組むべき対策」 of 2段階で推進
- ・ 東日本大震災では、巨大な津波が避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことに鑑み、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した、県独自の「津波浸水予測調査」を全国に先駆け実施し、これを基礎資料に本県の津波避難体制を検証
- ・ 市町が設置する避難所の状況を把握したうえで、「津波浸水予測調査」の結果を基に、市町が行う避難所や避難路 of 検証を促進するとともに、避難計画づくりや避難訓練などの取組を支援
- ・ 今後の地震・津波対策について各県民センター、市町毎に意見交換を実施したうえで、県民の生命を守ることを最優先に、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針とした「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、この計画に基づき、津波避難、耐震化など、東日本大震災で明らかとなった課題等をふまえ、「緊急かつ集中的に取り組むべき」対策を積極的に推進
- ・ 全国知事会や中部圏知事会議等を通じて、都道府県間の広域支援・受援のあり方について、検討を開始し、県内においても市長会、町村会と大規模災害時における広域支援体制 of 構築に向けた検討に着手
- ・ 東海・東南海・南海地震により大きな被害が想定される県が連携し、国に対して、巨大地震・津波 of 被害を最小限にとどめるための備えの必要性を訴え、その対策を強力に推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」（構成県：静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県）を設立し、国に対して南海トラフを震源とする超巨大地震に対する防災対策 of 推進などを求める政策提言を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ・ 大規模地震発生時に、災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を適切に継続していくため、「三重県業務継続計画*」の策定に向けた調査を実施
- ・ 大規模地震を想定した災害対策本部（運営・事務局）の図上訓練（年3回）を実施、特に第3回目は東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓をふまえ、新しい津波浸水予測調査結果を反映させて、ヘリコプターによる被害状況の確認、市町、地方部への職員の派遣などの実働を含めた総合的な図上訓練を実施
- ・ 東日本大震災の教訓をふまえ、道路啓開（緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートを最優先で確保すること）を迅速に展開できる態勢整備の検討を実施
- ・ 警察本部では、大規模災害発生時に、警察機能を維持し、県民の安全確保に全力を尽くすことができるよう、東日本大震災における警察活動の検証に基づく災害対策を推進
- ・ 市町が実施する図上訓練に対し、職員研修の実施や計画・立案段階からの支援などを行い、市町の防災力向上に向けた取組を支援し、地域の災害対応力のレベルアップを推進
- ・ 津波避難施設や避難路の整備などの避難対策支援の予算を補正予算で増額するとともに、補助対象事業を拡大し、孤立化防止に向けた衛星携帯電話の整備や避難所開設時に必要な非常用発電機、簡易トイレなどの整備なども含め、地域減災力の強化に取り組む市町等を支援
- ・ 東日本大震災をふまえた防災・エネルギー対策などの新たな課題に対応するため、知事をはじめ特別職や管理職員の給与の特例的な減額を行い、事業の財源に充当
- ・ 防災ヘリコプターによる山岳救助活動の技術向上を目的として大紀町に山岳救助訓練施設を整備するとともに、三重県広域防災拠点（伊賀拠点）の整備に着手
- ・ 東日本大震災、紀伊半島大水害の課題をふまえた県災害対策本部組織の見直しを行い、初動期から復旧期に至るまで、全庁的に対応できる体制を整備
- ・ 原子力発電所で事故等が発生した際、的確に対応していくことを目的として、中部電力株式会社との間で静岡県にある浜岡原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制を整備するとともに、関西電力株式会社とも福井県にある美浜、高浜、大飯原子力発電所について同様の通報連絡体制を整備
- ・ 災害時等における円滑な救出・救助活動の実施を目的として、自衛隊との連絡会議等を開催し、連携を強化

【地域防災力向上に向けた支援】

- ・ マスメディアを活用した正しい防災知識の普及・啓発や県内各地で自主的な防災活動を実施している団体を表彰する「みえの防災大賞」を実施
- ・ 「みえ地震対策の日」、「みえ風水害対策の日」、「津波防災の日」に合わせシンポジウムを開催、防災啓発車4台による地震体験の啓発、防災・減災をテーマとした出前トーク等を実施
- ・ 三重大学と連携した「三重のさきもり」（60名、さきもり補を含む）や「みえ防災コーディネーター」などの人材育成（169名）、地域における自主防災組織リーダーへの研修及び県内の自主防災組織へのアンケート結果をふまえた地域の自主的な防災活動に対する支援を実施
- ・ 企業防災を全県的に推進することを目的として22年11月に設立した「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を支援するとともに、地域別研修会を開催（5地区）
- ・ 県内のライフライン関係機関が関係自治体と連携して情報の共有化と協力関係の強化を図ることを目的とした「ライフライン企業等連絡会議」を実施
- ・ 一般的な避難所では支障を来す恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした福祉避難所について、未確保の市町への訪問等を実施し、確保に向けた取組を促進

【防災情報の共有化】

- ・ 県防災行政無線の設備（地上系及び衛星系等）を正常な状態に維持管理するとともに、更なる安全確保のため衛星系防災行政無線の更新に着手

【災害医療体制の整備】

- ・ 災害看護研修、DMAT*研修等により、災害医療体制を支える人材（563名）を育成
- ・ 災害医療体制の構築を進めるため、災害医療対策連絡調整会議（1回）、災害拠点病院担当者連絡会議（1回）、三重DMAT*・SCU*連絡協議会（1回）を開催
- ・ 東日本大震災をふまえ、大規模災害時における松阪地区の被災者の受入強化、東紀州地域の補完

のため、済生会松阪総合病院と松阪中央総合病院を災害拠点病院に指定

- ・ 医療施設耐震化臨時特例交付金等を活用し、災害拠点病院（1病院）、二次救急医療機関（4病院）の耐震化を支援

【安全な建築物の確保】

- ・ 地震に対する住まいとまちの安全性を高めるため、市町や民間事業者等と協働して木造住宅の耐震化支援に取り組むとともに、対象住宅の戸別訪問や耐震補強に関する相談会を県内各地で開催

【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守るため、緊急輸送道路*（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の整備を重点的に推進

【消防力向上に向けた支援】

- ・ 「三重県消防広域化推進計画」に基づき消防の広域化を推進するため、各ブロックの取組状況に応じて支援を実施
- ・ 消防救急無線のデジタル化について、共通波の実施設計を実施するとともに、「三重県消防救急無線デジタル化整備あり方検討会」を設置し、整備費用分担や維持管理のあり方を検討
- ・ 地域防災の担い手である消防団員の確保に向けて、三重県消防協会と連携し、消防団員確保キャンペーンを実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 石油コンビナートにおける地震・津波対策を推進するため、アンケート調査を実施するとともに、調査結果から得られた課題等についてコンビナート事業者との懇談会を開催
- ・ 高圧ガスや火薬類を取り扱う事業所に対し、法令遵守を徹底し事故防止を図るため、保安検査や立入検査ならびにコンプライアンス研修やハザード低減対策講習等を実施

平成23年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

【東日本大震災への対応】

- ・ 東日本大震災被災地の状況も変化する中で、可能な限りの支援を継続しつつも、現地のニーズを把握し、県として行う支援のあり方について検討していく必要があります。

【紀伊半島大水害の復旧・復興対策の推進】

- ・ 紀伊半島大水害の一日も早い復旧・復興に向け、市町と連携を図りながら、全庁挙げて引き続き取り組む必要があります。

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ・ 「津波浸水予測調査」の調査結果を県ホームページに公表し、県民の防災意識の向上に寄与しました。また、これを基に、市町と意見交換を行い、避難所や避難路の検証を促すとともに、避難計画づくりや避難訓練の実施などの取組を支援しました。
- ・ 「緊急かつ集中的に取り組むべき対策」としてスピード感をもって、「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、13の行動、82の目標項目全てに着手するなど、着実に取組が進んでいます。24年度は、引き続き津波避難や耐震化などの取組を推進するとともに、国の被害想定結果をふまえ、中期的かつ総合的な対策を講じていくため、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定に着手していく必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ・ 災害対策本部組織については、図上訓練等を通じて組織の整備、機能の充実を図り、災害対応力の向上に努める必要があります。また、東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓をふまえ、新しい津波浸水予測を反映した図上訓練、実動訓練を実施する必要があります。
- ・ 全国知事会で協議が進められている都道府県相互の広域応援体制の見直しの結果をふまえ、引き続き、広域的な連携のあり方を検討していく必要があります。
- ・ 「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」は、平成23年度に国に対する政策提言を4回実施しました。今後とも引き続き、密接な連携のもと、南海トラフの巨大地震に向けた対策を推進していく必要があります。

- ・ 東日本大震災、紀伊半島大水害における県と市町の広域支援体制について検証を行い、市町の広域支援体制の枠組を整備する必要があります。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害で明らかになった課題等を検証し、広域防災拠点、資機材整備のあり方等について検討する必要があります。
- ・ 「三重県業務継続計画」の策定に向けた調査の結果をふまえ、引き続き、業務継続計画策定に向けた検討を進めます。
- ・ 大規模地震・津波の発生に備え、孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備が必要です。
- ・ 警察本部では、紀伊半島大水害において、消防等関係機関と連携した活動により、多数の被災者を救助するなど、被害の拡大を防止しました。引き続き、災害発生時に迅速・的確な警察活動が実施できるよう、実践的訓練の実施と基盤施設の整備を進める必要があります。

【地域防災力向上に向けた支援】

- ・ 23年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受けて防災意識は高まりましたが、防災意識が行動に結びついていない状況が判明しました。
- ・ 23年度に実施した「自主防災組織実態調査」によれば、活発に活動している組織は依然少なく、自主防災活動への住民の参加は、大半の地域が役員と一部の住民に止まっていることが判明しました。
- ・ 県民の「自助」「共助」の防災意識向上を図るとともに、自主防災組織リーダーの育成や自主防災組織の実践的な訓練等を支援する取組を強化し、引き続き、自主防災組織の活性化や津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策に取り組み、災害に強い地域づくりを早急に進める必要があります。
- ・ 「みえ防災コーディネーター」の全県的な組織である「みえ防災コーディネーター連絡会」が自主的・活発な活動が継続して実施できるよう支援を行うとともに、「三重のさきもり」を含めた防災人材が地域の防災活動を支援することで地域の防災力の向上につながるよう取り組んでいく必要があります。
- ・ 東日本大震災など災害時における要援護者などの避難計画や、高齢者、障がい者、女性、外国人など多様な視点での避難所運営などの課題が明らかとなったことから、避難所運営マニュアル策定指針を改訂します。また、引き続き、HUG*（避難所運営ゲーム）や避難所開設訓練などの実践的な取組を支援していきます。
- ・ 福祉避難所を確保している市町は、23年度に4市町増加し、合わせて16市町となりました。未確保の市町においては、津波による浸水被害等が予想される地域外に対象施設がないことや対象施設の受入体制の整備に関する財源確保などが課題となっています。

【防災情報の共有化】

- ・ 紀伊半島大水害で通常の通信網は一時途絶しましたが、県防災行政無線により市町等防災関係機関との通信を確保、維持することができました。
- ・ 災害時の情報収集・情報共有や県民へのわかりやすい情報提供の方法など、紀伊半島大水害で明らかになった課題解決に取り組めます。
- ・ 紀伊半島大水害等をふまえ、県民の早期避難行動を促すため、「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービスに、主要な中小河川での住民の避難判断に資する水位等の情報を追加し、配信内容の充実を図りました。

【災害医療体制の整備】

- ・ 医療関係機関との連携により、災害医療に関する研修・訓練に500名を超える医療従事者の参加を得て、人材育成に一定の成果を得ることができました。
- ・ 東日本大震災における医療救護班の活動、DMAT実働訓練、紀伊半島大水害の対応等を通じて明らかになった課題を整理し、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行う必要があります。
- ・ 災害拠点病院などの耐震化について、引き続き、医療施設耐震化臨時特例交付金等を活用し、計画的に整備を行っていきます。

【安全な建築物の確保】

- ・ 住宅の耐震化をより一層促進するためには、支援制度の周知とともに所有者の経済的負担を軽減するための支援が引き続き必要です。

【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保や復興の基盤となる緊急輸送道路（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の整備を迅速に進める必要があります。

【消防力向上に向けた支援】

- ・ 消防の広域化を推進するためには、各ブロックの取組状況に応じた支援が引き続き必要です。
- ・ 消防救急無線のデジタル化は、災害に強い通信ネットワークの構築をめざし、消防機関相互の応援活動に使用する共通波の県域一体整備を引き続き推進する必要があります。
- ・ 県内消防団員は、平成24年4月1日現在で13,991人（速報値）となり、昨年度より27人増加しましたが、依然として県内29団中23団が条例定数を下回っており、団員確保に向けた取組を継続していく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 石油コンビナートでは、津波に対する避難や停止基準等のマニュアル整備、通信設備の確保等の取組が始まりました。引き続き、対策の充実を図っていく必要があります。
- ・ 高圧ガスや火薬類等の事故発生件数は、高圧ガス関係18件、火薬類関係0件で、事故発生防止率は、99.6%でした。引き続き、法令遵守を徹底し、事故防止を推進する必要があります。



平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 紀伊半島大水害の復旧・復興に向け、国や関係市町と連携し、全庁挙げた取組を推進します。また、東日本大震災の被災地に対し、関係機関と連携した支援を継続して実施します。
- ・ 東日本大震災の教訓や紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、今後必ず発生する大規模災害に備えるため、それぞれの主体の責務や役割を明確にしたうえで、自らの身の安全は自ら守る「自助」及び自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民の皆さんと共有し、県がひとつになって、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものにしていく必要があります。
- ・ 県は、県民の命を守ることを最優先に、県民の皆さんや事業者、市町等と連携し、「三重県緊急地震対策行動計画」の取組を積極的に推進するとともに、「三重県新地震対策行動計画（仮称）」の策定や地域防災計画の見直し等を行い、計画的に防災・減災対策を推進します。
- ・ 広域的な災害への対応力を向上させるため、他府県と連携した支援・受援体制の構築と県内市町や防災関係機関との連携を進めるとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、地域防災力の向上をめざします。
- ・ 市町に対し、要援護者の避難体制が確立されるよう、福祉避難所の確保や福祉避難所に代わる対応策の検討に向けた働きかけを行います。また、国に対しても福祉避難所の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に対する財政支援を要望していきます。
- ・ 災害医療体制の整備に向け、医療関係機関との連携を図りながら、引き続き、災害医療体制を支える人材育成を進めるとともに、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行います。
- ・ 災害拠点病院などの耐震化を計画的に進めるとともに、木造住宅については、耐震補強工事にかかる上乗せ補助や補強と同時に行うリフォーム工事への補助などを継続し、積極的に耐震化を促進します。
- ・ 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、通信手段の確保、道路構造の強化などの対策に取り組みます。また、大規模災害等の発生が危惧される中、緊急輸送道路（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の重点的かつ効率的な整備を進めます。

県民指標				
目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
率先して防災活動に参加する県民の割合	—	43.0 %	50.0 %	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)
	39.5 %	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
東日本大震災での経験から、「自分の命は自分で守る」ことの重要性が指摘されていることや、「自助」「共助」の取組の推進が地域の避難行動や災害対応力の向上につながることから選定しました。			平成27年度の目標値を50%とし、現状値から毎年の平均で3%程度の向上をめざし、目標として設定しました。	

施策責任者からのコメント

防災対策部 副部長 後藤 友宏 電話：059-224-2181

- ・ 今後必ず発生する東海・東南海・南海地震の発生に備え、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、県民の皆さんや市町、関係機関等と連携の取れた防災・減災対策を推進します。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓をふまえ、災害対策本部の体制を強化するとともに、地域の災害対応力の強化を推進します。
- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、緊急かつ集中的に取り組むべき地震・津波対策を推進します。また、中長期の計画として「三重県新地震対策行動計画(仮称)」を策定するのをはじめ、地域防災計画の見直しや広域防災拠点施設の整備などの取組を計画的に実施します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,179	3,079			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新地震対策行動計画(仮称)の進捗率	—	—	100%	「新地震対策行動計画(仮称)」の主要な行動項目の進捗率(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)
対応する基本事業		11101	新たな防災・減災対策の計画的な推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>新地震対策行動計画(仮称)の進捗率を上げていくことが、新たな防災・減災対策の計画的な推進につながるから選定しました。</p>		<p>「新地震対策行動計画(仮称)」は、国の南海トラフの巨大地震にかかる被害想定や新たな対策をふまえ、平成24年度に策定することをめざしています。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	6回	8回	総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数(防災対策部災害対策課調べ)
対応する基本事業		11102	災害対応力の充実・強化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県、市町、防災関係機関等が互いに連携を図り、災害発生時に迅速・的確な対応を行うために有効な防災訓練に取り組む機会を増やしていくことが災害対応力の充実・強化につながるから選定しました。</p>		<p>訓練の実施回数を、平成23年度の5回から、平成27年度目標の8回に向けて段階的に引き上げることを目標としており、平成24年度は6回の実施をめざしています。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	29.0%	50.0%	図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)
対応する基本事業		11103	「協創」による地域防災力の向上	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>訓練の実施率の上昇が、地域防災力の向上を図るうえで重要と考えることから選定しました。</p>		<p>訓練実施のノウハウを持たない自主防災組織に対する支援の時間も考慮し、毎年平均して7%程度向上をめざしており、平成24年度は29.0%を目標としました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県防災情報メール配信サービスの登録者数	36,000人	40,000人	50,000人	県の「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数(防災対策部防災対策総務課調べ)
対応する基本事業		11104	迅速な対応に向けた防災情報の共有化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>詳細な地震、気象情報の提供を行う県防災情報メール配信サービスへの登録者数の増加が、災害時における県民の皆さんの迅速な対応に向けた防災情報の共有化につながることから選定しました。</p>		<p>災害時における迅速な防災情報の共有化を促進するため、東日本大震災発生直後の登録者数(平成22年度:24,000人)から倍増以上とすることを目標とし、平成24年度は前年度の実績をふまえ、目標値を設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
災害拠点病院等の耐震化率	62.9%	71.4%	82.9%	県内の災害拠点病院および二次救急医療機関において、全ての建物の耐震性が確保されている割合
対応する基本事業		11105	災害医療体制の整備	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>地域の医療救護の拠点となる災害拠点病院および二次救急医療機関が耐震化されており、大規模災害時に医療が継続できる状態にあることが重要であることから選定しました。</p>		<p>全ての建物の耐震性が確保されていない病院のうち、平成24年度末までに耐震改修や新築・建て替え等により耐震化できる病院数を見込んで目標値を設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
耐震基準を満たした住宅の割合	82.2%	84.5%	90.0%	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合(県土整備部住宅課調べ)
対応する基本事業		11106	安全な建築物の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>地震による被害の軽減(減災)に向けて、住宅の耐震化を促進することは、地震の揺れによる死者数や経済的被害額を減少させ、地域の防災力を高めることから選定しました。</p>		<p>国土交通省の指針(告示)等により、平成27年度90%、平成32年度95%が掲げられており、同数値を目標として設定し平成24年度は、84.5%を目標としました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2 %	91.2 %	94.5 %	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(県土整備部道路建設課調べ)
対応する基本事業		11107		緊急輸送ルート of 整備
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保、復興活動の基盤となる緊急輸送道路の整備が必要なことから選定しました。		第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率を平成27年度末までに94.5%まで向上させることを目標値としていますが、工事完成時期との関係から平成24年度の進捗は、平成23年度と同じ91.2%となります。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
消防設備等の充足率	82.8 %	83.3 %	84.0 %	総務省消防庁の基準に基づいて市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合(防災危機管理部消防・保安室「消防施設整備計画実態調査」)
対応する基本事業		11108		消防力向上への支援
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
人員数、消防設備および消防水利の整備状況が消防力をあらわす指標として重要であることから選定しました。		地域における消防力の向上を促進するため、総務省消防庁が消防力の整備指針として示す整備数に対する市町の整備割合の維持、向上をめざし、平成24年度末までに83.3%まで引き上げることを目標として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6 %	100 %	100 %	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合(防災対策部消防・保安課調べ)
対応する基本事業		11109		高圧ガス等の保安の確保
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。		高圧ガス等に係る事故は、発生すると大きな災害に発展する可能性があることから、常に事故ゼロをめざし、事故発生防止率100%を目標として設定しました。		

2 「南海トラフ巨大地震対策協議会」の概要について

南海トラフで発生する巨大地震に対する予防、応急、復旧・復興の各対策の方向性等について、現在、国の中央防災会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、検討がなされています。

検討に当たっては、国や地方公共団体などと意見交換を行う場として、「南海トラフ巨大地震対策協議会」が設置されることとなり、第1回の会合が平成24年6月4日に開催されました。

1 南海トラフ巨大地震対策協議会について

(1) 設置趣旨

南海トラフ巨大地震対策の検討に当たり、関係地方公共団体をはじめとする防災関係機関が参画するとともに、発災時にはこれらの機関が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、官民の主体を幅広く集めた場を設定して平時及び非常時に備えた関係を構築することを目的とする。

(2) 構成員

①国の各府省庁（地方支分部局を含む）	21 府省庁
②関係地方公共団体（28 都府県、16 政令指定都市）	44 団体
③指定公共機関等	57 機関

(3) 組織

協議会の下に、①関東ブロック、②中部ブロック、③近畿ブロック、④中部ブロック、⑤四国ブロック、⑥九州ブロックの6つのブロック協議会を設置、6月中に開催。

三重県は、中部ブロック、近畿ブロックの双方に入る予定としています。

2 協議会（第1回）の概要

内閣府からは、同協議会の趣旨、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」での検討状況などの説明が行われました。

(1) 出席団体からの取組事例発表

地方公共団体からは、東日本大震災後の防災対策の取組事例が発表され、情報共有が図られました。

三重県からは、昨年度実施した「独自の津波浸水予測調査」や「緊急地震対策行動計画」の説明などについて発表を行いました。

(2) 各機関からの要望等

出席団体からは、国が実施する被害想定などに関し、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備や、「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1の津波）」に関する津波高についての推計結果を求めることなどについての意見や要望が出されました。

三重県からは、次の事項について要望を行いました。

- ① 南海トラフを震源とする連動型超巨大地震を想定した法体制等の整備。
 - ・既存の法体系の整理も含め、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備。
 - ・上記に基づく地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定。
- ② 南海トラフにおける最大クラスの地震・津波を想定した、地域と共有可能な被害推計の早期実施及びその根拠の明確な説明の実施。
- ③ 最大クラスの津波に対応した、国と地域が一体となった防災・減災対策の推進。
 - ・「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定等、最大クラスの津波の浸水想定に関する国としての考え方の統一及び関係省庁間の連携がとれた対策の実施。

3 今後の予定

今回協議会に提出された要望事項については、内閣府から「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」に報告されることとなりました。

今後、各地域でブロック協議会が6月中に開催され、ブロックごとに国への提案、要望等を協議していくこととなる見込です。

その後、夏頃に第2回の全体協議会が開催される予定となっています。

県としては、こうした協議会の場を通じて、南海トラフ巨大地震対策にかかる国への提案を行うとともに、県や県内市町等の取組への国の支援を求めていきたいと考えています。

南海トラフ巨大地震対策協議会構成

府省庁	地方支分部局	関係地方公共団体	指定公共機関等
内閣官房	中部管区警察局	千葉県	(独)防災科学技術研究所
警察庁	近畿管区警察局	東京都	(独)放射線医学総合研究所
金融庁	四国管区警察局	神奈川県	(独)日本原子力研究開発機構
消費者庁	近畿管区行政評価局	山梨県	(独)国立病院機構
復興庁	近畿総合通信局	長野県	(独)農業・食品産業技術総合研究機構
総務省	中国総合通信局	岐阜県	(独)森林総合研究所
消防庁	近畿財務局	静岡県	(独)水産総合研究センター
法務省	大阪税関	愛知県	(独)土木研究所
外務省	大阪国税局	三重県	(独)建築研究所
財務省	関東農政局	滋賀県	(独)海上技術安全研究所
文部科学省	東海農政局	京都府	(独)港湾空港技術研究所
厚生労働省	近畿農政局	大阪府	(独)水資源機構
農林水産省	中国四国農政局	兵庫県	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
経済産業省	近畿経済産業局	奈良県	日本銀行
国土交通省	四国経済産業局	和歌山県	日本赤十字社
気象庁	九州産業保安監督部	岡山県	日本放送協会
国土地理院	中部近畿産業保安監督部近畿支部	広島県	東日本高速道路株式会社
海上保安庁	中部近畿産業保安監督部	山口県	首都高速道路株式会社
環境省	中国四国産業保安監督部	徳島県	中日本高速道路株式会社
防衛省	中国四国産業保安監督部四国支部	香川県	西日本高速道路株式会社
内閣府	関東東北産業保安監督部	愛媛県	阪神高速道路株式会社
計21機関	大阪管区气象台	高知県	本州四国連絡高速道路株式会社
	近畿地方測震部	福岡県	成田国際空港株式会社
	第五管区海上保安本部	熊本県	関西国際空港株式会社
	近畿地方環境事務所	大分県	中部国際空港株式会社
	中国四国地方環境事務所	宮崎県	北海道旅客鉄道株式会社
	計26機関	鹿児島県	東日本旅客鉄道株式会社
		沖縄県	東海旅客鉄道株式会社
		千葉市	西日本旅客鉄道株式会社
		横浜市	四国旅客鉄道株式会社
		川崎市	九州旅客鉄道株式会社
		相模原市	日本貨物鉄道株式会社
		静岡市	日本電信電話株式会社
		浜松市	東日本電信電話株式会社
		名古屋市	西日本電信電話株式会社
		京都市	郵便局株式会社
		大阪市	郵便事業株式会社
		堺市	日本郵政株式会社
		神戸市	東京瓦斯株式会社
		岡山市	大阪瓦斯株式会社
		広島市	東邦瓦斯株式会社
		北九州市	日本通運株式会社
		福岡市	北海道電力株式会社
		熊本市	東北電力株式会社
		計44機関	東京電力株式会社
			北陸電力株式会社
			中部電力株式会社
			関西電力株式会社
			中国電力株式会社
			四国電力株式会社
			九州電力株式会社
			沖縄電力株式会社
			電源開発株式会社
			日本原子力発電株式会社
			KDDI株式会社
			株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
			エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
			計57機関

出典：中央防災会議 防災対策推進検討会議

合計148機関

第3回南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ資料

南海トラフ巨大地震対策協議会における
各機関等からの主な要望・意見等について

1. 確実な情報伝達体制に関して

- 地震・津波の予知及び発生した地震・津波の状況を把握するため、海底地震・津波観測網を整備する必要。

2. 津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策に関して

- 地震時に避難路を遮断する踏切の運用基準や対応方法を明確にする必要。

3. 長期的視野に立ったまちづくりに関して

- 緊急輸送路確保のため、高規格幹線道路等の整備の促進が必要。
- 地下街、地下鉄等大規模地下施設からの迅速、確実な避難のために、電源の確保（冗長化・複線化等）が必要。

4. 施設整備方針の具体化に関して

- 津波避難施設等津波被害を軽減する施設設計基準、石油貯蔵施設等危険物施設における液状化対策や施設の技術基準、防油堤の整備基準等について、明確化が必要。
- 広域応援における進出部隊（警察・消防・自衛隊等）の中継地点として、高速道路休憩施設を防災拠点として整備する方針の策定が必要。

5. 広域応援体制の検討に関して

- 都道府県をまたいだ避難者の受入れ態勢を構築する必要。
- 応急救助機関の進出や救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備が必要。
- 大規模災害時の通信基盤、医療提供体制、海外支援の受入れ体制の整備が必要。

6. 国による支援方策に関して

- 「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」などの新たな法整備を希望。

南海トラフ巨大地震対策協議会（第1回）は、6月4日、大阪リバーサイドホテルにて開催され、136機関、169名が参加した。

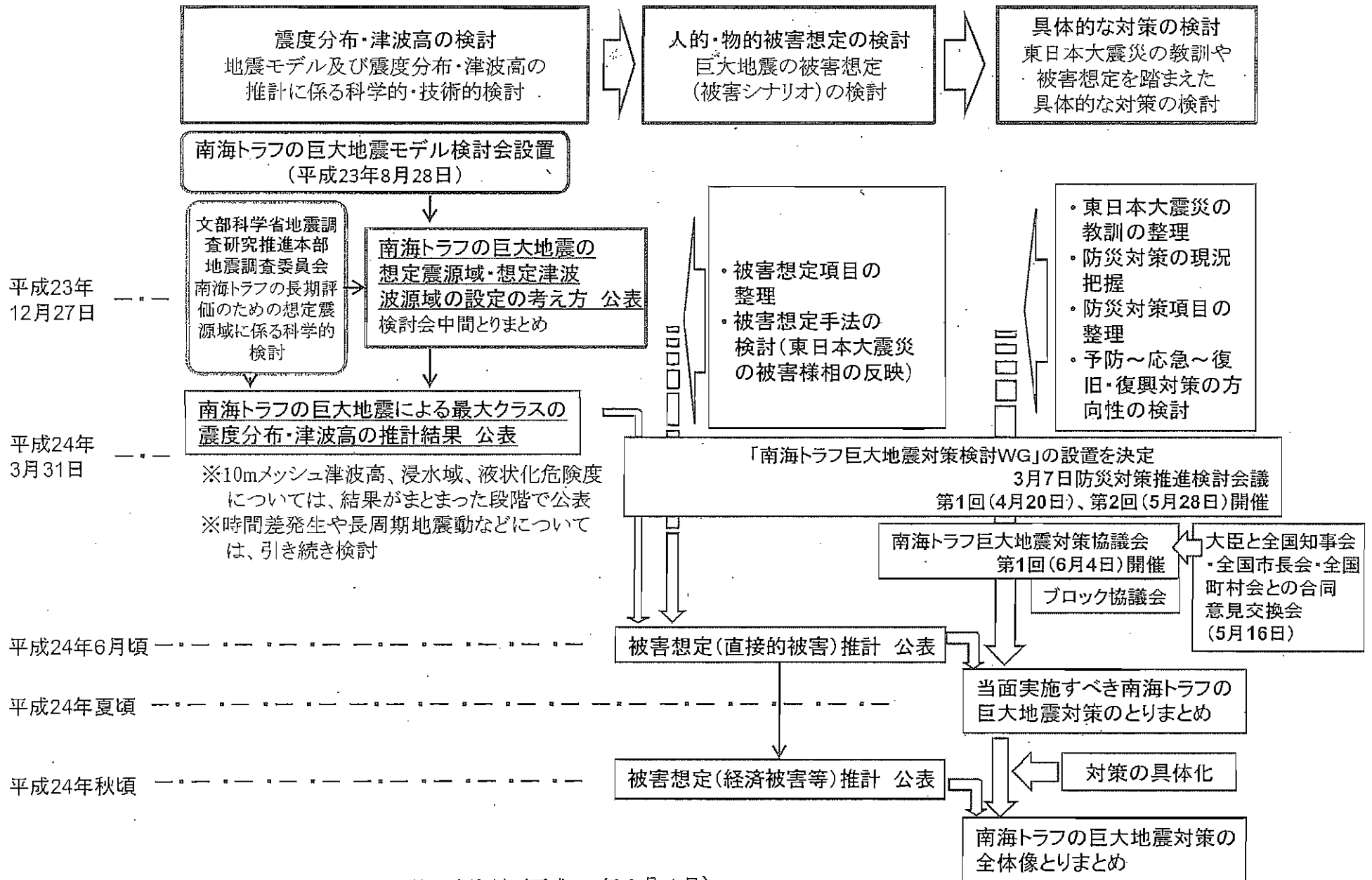
出典：中央防災会議 防災対策推進検討会議

第3回南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ資料

南海トラフ巨大地震に係る検討スケジュールについて

平成24年6月現在

-16-



出典：南海トラフ巨大地震対策協議会資料(平成24年6月4日)

3 東日本大震災支援本部員会議について

1 第9回本部員会議について

平成24年5月31日、本年度初めて（通算9回目）の東日本大震災支援本部員会議を開催しました。

知事、副知事、関係部局長が出席し、「これまでの支援状況及び各部局の取組について」、「今年度の各部局の対応状況について」を議題とし、全庁的な情報共有と、今後の支援について認識の統一を図りました。

2 平成24年度の取組

今年度の各部局の対応状況（平成24年5月末時点）は以下のとおりです。

(1) 人的支援

（平成24年4月以降の派遣人数）

○ 県職員（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

・宮城県	一般事務職（総務部人事課付け）	2名
	農業土木職（農林水産部農業基盤整備課、水産基盤整備課）	2名
	水産職（農林水産部水産資源課）	1名
・岩手県	一般事務職（農林水産部農地調整課）	1名
・岩手県大船渡市	化学職（環境生活部環境生活総務課）	1名
		<u>計 7名</u>

○ 警察

・機動隊（福島県 4月23日～5月9日）	68名
・警察職員（岩手県 平成24年2月～平成25年3月）	7名
	<u>計 75名</u>

○ 市町職員（平成24年4月1日～平成25年3月31日、一部6月30日まで）

・宮城県石巻市	下水道復旧、土地家屋調査（四日市市、伊賀市）	2名
・宮城県多賀城市	固定資産課税、駅前整備事業、道路・下水道等復旧 （伊賀市、東員町、亀山市）	3名
・宮城県山元町	震災復興事業に係る工事（津市）	2名
・福島県新地町	区画整理、集団移転事業（四日市市）	1名
		<u>計 8名</u>
		<u>合計 90名</u>

(2) 被災地向け支援

【防災対策部】

- 津市河芸総合支所の旧町議事堂机・椅子の寄付の申し出について、宮城県内市町村へ照会（4月11日）
- 一般からの詩集の無償配布の申し出について、河北新報社へ記事登載依頼（5月23日紙面掲載）

【健康福祉部】

- 共同募金会、日本赤十字社の募金箱を県本庁舎及び各総合庁舎へ設置（前年度～）
- 県民の方から同意をいただいた義援金を、「東日本みやぎこども育英募金」に寄付（前年度～）

【環境生活部】

- 文化財等の緊急保全のため、岩手県陸前高田市内中学校で津波被害を受けた美術品4点を受け入れ、修復（平成23年11月25日～、平成24年9月ごろ返却予定）
- 第18回三重県全国俳句募集事業で、特別企画として「東北応援の一句」を同時募集。（5月16日～10月18日（学校応募は12月18日まで））
- 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動
 - ・ ボランティア活動支援金の募集（4月1日～4月末現在 計326,376円）
 - ・ ボランティアバス「みえ発！ボラパックⅡ」の実施（4月13日～ 計56名）
 - ・ 「山田町ではってマップ」第3号、第4号の配布（4月1日～）
- 災害廃棄物の広域処理
 - ・ 県、市長会、町村会の三者による「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」、「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書」の締結（4月20日）
 - ・ 三重県知事、市長会会長、町村会会長による国への要望書提出（4月23日）
 - ・ 知事、市長会会長、町村会会長の三者による宮城県仙台市及び岩手県宮古市の災害廃棄物処理状況の視察調査。また、宮城県、岩手県両県知事と三重県知事が確認書を締結（4月27日）
 - ・ 災害廃棄物処理ガイドラインに係るパブリックコメント実施（5月10～31日）
 - ・ 県及び市町等の担当者レベルで宮城県石巻市及び同県女川町の現地調査（5月16、17日）

《今後の予定》

- 文化財レスキュー等のニーズがあり次第対応
- 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動
 - ・ ボランティアバス「みえ発！ボラパックⅡ」の実施（毎月2便運行予定・11月まで）
 - ・ 「山田町ではってマップ」の作成・配布
 - ・ 「山田町仮設住宅マップ」の作成・配布
- 災害廃棄物の広域処理
 - ・ パブリックコメントの意見集約及び検討委員会での検討を経て、災害廃棄物処理ガイドラインを策定（6月上旬）
 - ・ 早期に災害廃棄物の受入処理ができるよう市町との調整、住民説明会や試験焼却の実施に向けて市町と一体的に推進（6月以降）

【農林水産部】

- 被災した農業者の受入定着を支援

《今後の予定》

- 農林漁業就業・就職フェアにおいて東日本大震災被災者のための個別相談コーナーを設置（7月14日）

【雇用経済部】

- 「La Festa Primavera 2012」にて被災地への募金活動を支援（4月21日～24日）
- 「東日本大震災チャリティイベント in 伊勢安土桃山文化村」にて被災地への募金活動を支援（5月19日）
- 被災企業等の操業支援窓口の設置（通年）
- 被災企業の事業継続への支援（通年）
- 東北地方の観光パンフレットの配付及び物産販売（通年）

【教育委員会】

- 宮城県気仙沼市及び南三陸町へのスクールカウンセラーの派遣（4月～）

《今後の予定》

- 中学生ボランティアを宮城県・岩手県に派遣（7月、8月）
- 「子ども防災サミット（仮称）」の実施（8月）

【警察本部】

- 機動隊の派遣（4月23日～5月9日 68名 福島県）
- 警察職員の特別出向（H24年2月～H25年3月 7名 岩手県）

《今後の予定》

- 機動隊の派遣については、今後も継続する。

(3) 県内避難者向け支援

【全体的事項】

三重県への避難者数（平成24年5月末現在）

岩手県	70人
宮城県	56人
福島県	205人
茨城県	50人
栃木県	11人
千葉県	10人
埼玉県	2人
神奈川県	3人
計	407人

- 避難者向け住宅提供について

発災以降、「三重県被災地住民住宅・一時的滞在場所情報提供窓口」を設置し、被災地住民に提供できる住宅に関する情報の収集と発信を実施している。

提供可能住宅数は、平成24年5月末現在、公営住宅384戸、職員公舎・社宅・個人住宅574戸の計958戸となっており、詳細は下記部局から情報収集しホームページに掲載している。

- ・ 県職員公舎、国家公務員宿舎〔総務部〕
- ・ 県営住宅〔県土整備部〕
 - 提供可能戸数：30戸
 - 入居期間：入居の日から最長2年間
 - 入居に必要な設備の整備：浴槽、風呂釜、居室電灯、ガスコンロの設置を県が整備
- ・ 企業庁職員住宅〔企業庁〕
- ・ 教職員住宅〔教育委員会〕
- ・ 雇用促進住宅、UR賃貸住宅、市町営住宅、社宅、個人住宅等〔各市町、所管法人〕

【防災対策部】

- 避難者の総合相談窓口として、三重県を避難先として検討している方に対し、一時的避難場所等の情報を収集・提供し、円滑に手続きが進むようサポートを行う。(通年)
- 避難者に対して、避難元自治体からのお知らせ、県やボランティア団体からの連絡事項などを情報提供できる体制を整えるとともに、ボランティア団体と連携し、避難者同士のネットワーク構築を推進する。(通年)
- 県内避難者の住宅相談(4月～8月)
- NPO「ハハプロジェクト」開催の避難者支援行事への知事出席(4月15日)
- 県、みえ災害ボランティアセンター、ボランティア団体からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布(5月8日)

【健康福祉部】

- 災害救助法に基づく被災県からの応援要請に応じ、市町等との連絡調整、避難者への住宅の提供等を実施(前年度～)
- 被災地からの避難者向けに、ホームページで福祉関連情報を提供(前年度～)
- 県内への避難者に対し、心のケアに関する相談窓口について市町を通じて周知(5月8日)

【環境生活部】

- 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動
 - ・ 県内避難者支援「みえで仲間をつくり隊」の開催(5月20日 47名参加、今後も随時開催)
 - ・ みえ東日本大震災支援団体連絡会「つながろう三重」第1回連絡会の開催(5月14日、今後も随時開催)
 - ・ みえ東日本大震災支援団体連絡会「つながろう三重」勉強会の開催(5月23日、今後も随時開催)

【地域連携部】

- 全国避難者情報システムの運用(平成24年5月末現在、県内で311人が登録)

【県土整備部】

- 平成24年4月20日より平成25年3月31日まで、鈴鹿青少年の森において被災者対象に炊飯場の利用料金を免除

【教育委員会】

- 被災児童生徒等の小中学校等への転入を支援（通年）
- 被災地域の高等学校等の生徒で、保護者等の転居、親族家族への避難等により本県の県立高等学校等への転入学を希望する者への柔軟な対応（通年）
- 三重県立青少年教育施設（鈴鹿青少年センター・熊野青少年自然の家）での、被災者の宿泊料金及び施設利用料金等の免除（通年）
- 統廃合で使われなくなった学校施設を、一時的な避難者の施設として提供してもらえよう市町に依頼（4月）

(4) その他

【防災対策部】

- 県各部局、市町、NPOなどによる復興支援の取組について情報共有を通じ、連携してサポートを行い、三重県内における支援の総合調整を行う。（通年）
- 県民からの支援物資について、被災地へ搬出するまでの集積保管場所として自社倉庫を無償で提供いただいた日本トランスシティ株式会社に対し、感謝状を贈呈（4月12日）
- 県ホームページ「東日本大震災に伴う支援に関する情報」の更新管理（5月）
- 震災により被害を受けた子どもたちによる書道作品の展示（6月21日～28日 県民ホール）

【健康福祉部】

- 県内の環境放射能測定結果、水道水・降水物（大気中の雨水やちり等）の放射性物質の測定結果について、ホームページで情報を提供（前年度～）
- 県内に流通する被災県からの食品に関する放射能測定を実施（5月21日～）

【農林水産部】

- 津波被害を受けた県内漁業者に対し、過去の債務の借換促進及び養殖施設、定置網等の復旧を支援

【雇用経済部】

- 県内中小企業への対応として、工業製品に関する残留放射能測定の実施（通年）
- 震災で落ち込んだ県内への観光誘客を促進するため、首都圏や主要駅での観光情報発信（通年）
- 海外誘客のためのICTを活用した情報発信（通年）

3 今後の支援について

各部局において、今後も、被災地のニーズ把握のための努力を怠ることなく、職員一人ひとりが、被災地のために何ができるかを自ら考え、他の地方公共団体やNPO等とも連携しながら、息の長い支援に向け、全庁をあげて取り組みます。

なお、東日本大震災での災害対応、支援を行ってきた中で得られた知見、教訓を、本県における地域防災計画、地震対策行動計画への確に反映してまいります。

4 審議会等の審議状況について

(平成 24 年 3 月 9 日～平成 24 年 6 月 18 日)

三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成 24 年 5 月 28 日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 気象庁東京管区気象台津地方気象台長 本田 彰 他 46 名
4 諮問事項	1 「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」 平成 24 年修正案について 2 「三重県地域防災計画（震災対策編）」 平成 24 年修正案について 3 「三重県水防計画」平成 24 年修正案について 4 三重県防災会議部会の設置について
5 調査審議結果	上記 4 件の議案について承認
6 備考	

三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成 24 年 5 月 28 日
3 委員	本部長 三重県知事 鈴木 英敬 本部員 気象庁東京管区気象台津地方気象台長 本田 彰 他 23 名
4 諮問事項	「三重県石油コンビナート等防災計画」平成 24 年 修正案について
5 調査審議結果	上記の議案について承認
6 備考	